農産物検査法第11条第3項に基づく農産物検査規格の設定等に係る学識経験者 等からの意見聴取要領

(平成24年1月14日付け23生産第5454号)

第1 目的

農産物検査法(昭和26年法律第144号。以下「法」という。)第11条第3項に基づき、農林水産大臣が、農産物検査規格の設定、変更又は廃止に当たって、 農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者(以下「学識経験者等」 という。)から意見を聴くために必要な事項を定める。

第2 意見聴取対象者の選定

農林水産大臣は、農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者の中から意見聴取対象者を選定し、委嘱する。

第3 意見聴取の手続について

農産物検査規格の設定等に係る農林水産大臣による学識経験者等からの意見聴 取は、以下の手続により行う。

- 1 農林水産大臣は、生産局長に、意見聴取対象者の意見の聴取をさせる。
- 2 生産局長は、農林水産大臣から委嘱された学識経験者等によって構成される「農産物検査規格検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、意見の聴取 を行う。

また、意見の聴取に当たっては、必要に応じ、あらかじめ関係する専門家から農産物の生産・流通・加工に関する情報や知見を得て行う。

3 生産局長は、検討会において集約された意見をもって、法第11条第3項の 規定に基づき聴取された学識経験者等の意見とする。

第4 検討会の運営

1 座長

- (1)検討会に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があったときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

2 検討会の公開

検討会の議事は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公

正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは特定の団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は、検討会を非公開とすることができる。

3 事務局

検討会の事務局は、生産局農産部穀物課が務める。

4 雑則

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。